

指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認事項 (記入例)

指定給水装置工事事業者

氏名又は名称 ○○水道
 住 所 八戸市○○○○○○
 代表者氏名 水道 太郎 (押印不要)

提出先の水道事業者 (水道事業者等の連携による広域開催も含む) が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 (過去5年以内)

受講年月日	(公表 <input checked="" type="radio"/> 可 不可)
年 月 日 . 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表	

当企業団で開催している義務研修会への受講実績 (直近) を記入して下さい。

自社の営業形態を記入して下さい。

指定給水装置工事事業者の業務内容

1. 営業時間、休業日、連絡先 (修繕対応時間もご記入ください)	(公表 <input checked="" type="radio"/> 可 不可)
営業時間 : 8:00~17:00 修繕等対応時間 : 8:00~16:00 休業日 : 日・祝日・第2・4土・盆期間 メール : abcdefghi@jklm.ne.jp TEL : 0123-45-6789 FAX : 0123-45-6798	
<公表可の場合> 事業者名及び以下の内容を公表します。 事業所住所 : 八戸市南白山台1丁目1-1 TEL : 0123-45-6789	
2. 漏水等修繕対応の可否 : 該当部に○をつけて下さい。	(公表 <input checked="" type="radio"/> 可 不可)
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 その他 ()	
3. 凍結解氷作業対応 : 該当部に○をつけて下さい。	(公表 : 可 <input checked="" type="radio"/> 不可)
<input checked="" type="checkbox"/> 作業可 作業不可	
4. 対応工事種別 (新設・改造 等) : 該当部に○をつけて下さい。	(公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 不可)
配水管からの分岐~水道メーター (<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造) 水道メーター ~宅内給水装置 (<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造)	
5. その他	(公表 : 可 <input checked="" type="radio"/> 不可)
修繕・凍結解氷は公表しないが、自社で施工した物件のみ対応。 緊急連絡先 0178-12-3456 (○○自宅)	

公表の可否に関わらず、作業可能範囲を記入して下さい。

給水工事申請をしない場合は、公表の可否のみ記入して下さい。

公表不可の場合、業務内容は掲載せず当企業団の内部資料として使用します。各項目で公表の可否について選択できます。この業務内容と公表の可否をもとに修繕・凍結解氷の業者のリストを作成し、広報及びホームページに掲載します。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和5年7月20日
水道 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和6年7月20日
<p>給水工事振興財団の研修を受講した場合は、証明書類の写しを添付して下さい。 自社内研修を実施した場合は内容を記入して下さい。 自社内研修については、証明書類は不要です。 研修を実施していない場合は、公表の可否のみ記入して下さい。</p>		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 不可	

※ 企業団が開催する義務研修会は受講実績には含まれません。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

水道メーター1次側の工事をしない場合はここにチェックを入れて下さい。これ以降の記入は任意となります。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 ^{※1} (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか ^{※2※3} (○×を記入)		工事年度
			技能者番号	
水道 太郎	○	○	KR0123456	R 06
水道 次郎	○	○	N1234567891	R 06
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可				

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※1 技能を有する者の氏名は公表対象ではありません。

※2 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定のいずれか)

※3 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。(既に当企業団に登録済みの場合、証明書は不要です。)

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行う技能を有する人を記入して下さい。その方の作業経験及び有している資格等^{※2}を記入して下さい。過去1年以内の工事実績が無い場合は、直近の状況を記入して下さい。雇用関係又は下請け等も含み、主に給水装置工事に従事した人を記入して下さい。